

令和3年度 第2回三重地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時 令和3年7月13日（火） 11時00分～11時45分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表	中村 玲子	藤本 真理	前田 茂樹	三好 正人	安井 広伸
労働者代表	伊藤 久志	太田 美子	高津 健一	前田 良彦	
使用者代表	大西 宏弥	栗須百合香	中村 和仁	別所 浩己	宮路 元美

4 議題

- (1) 三重県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (3) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について

5 開 会

（賃金係）

定刻となりましたので、只今より令和3年度第2回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

では、先ず、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数についてですが、15名の委員の内、浅野委員からご欠席のご連絡をいただいております。

従いまして、14名の出席により、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、公開の場合の事務処理要領に基づく公示を行ないましたところ、傍聴申込があり、隣同士の間隔を空け、6名の傍聴を認めておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長から、ご挨拶を申し上げます。

（局 長）

おはようございます。

（ 皆 ）

おはようございます。

(局長)

三重労働局長の西田でございます。

本日は、ご多忙中にも関わらず、令和3年度第2回三重地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

梅雨明けも間近、暑さも本番になってきております。一方、東京で緊急事態宣言が再度出されるなど、依然として先行きが見通せない中にはございます。そうした中、委員の皆様には、従前より最低賃金審議会の円滑な運営に多大なるご協力を賜っておりますことに、改めまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、「三重県最低賃金」の改正決定について諮問させていただくこととしております。

併せて、特定（産業別）最低賃金につきましても、「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

本題に入ります前に、まず皆様方にお詫びを申し上げます。令和2年賃金改定状況調査につきまして、これは、厚労省の本省の方で実施しているものでございます。賃金改定状況調査結果（第4表等）に集計誤りがあったことが判明しました。この資料、令和2年7月30日に開催された令和2年第3回三重地方最低賃金審議会本審の資料2として提出させていただいたものとなっております。後ほど事務局から説明させますが、審議に当たっての重要な資料であると再認識の上、再発防止の徹底に努めますとともに、審議会に提出する資料につきましては、十分注意を払ってまいります。本当に申し訳ございませんでした。

本題に入りますが、最低賃金の引き上げについては、6月18日に開催された経済財政諮問会議において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」いわゆる骨太方針ですね。が示されたところで、その中で「我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。」とされ、「感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」といった内容が政府として盛り込まれたところでございます。

こうした状況を踏まえ、現在、中央で最低賃金審議会いわゆる中賃が行われており、本日、第4回中賃目安小委員会が開催されると聞いております。最低賃金引き

上げ額の日安額の決定について、大詰めを迎えているところでございます。

また、三重県の現在の雇用失業情勢等につきましては、最新のデータでございますが、5月の有効求人倍率の季節調整値は1.17倍で、前月より0.06ポイント上回るなど、一部に製造業を始めとする一部の業種に持ち直しの動きが見られるものの、宿泊・飲食等に代表されます新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある状況でございます。

そうした状況にも十分考慮をいただきながら、本年度の審議会ですね、審議を始めていただくこととなりますが、委員の皆様におかれましては、様々なお立場から色々なご意見があらうかと思っておりますが、真摯なご審議をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

(賃金係)

ありがとうございました。

それでは審議会の議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくことになっておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

6 議 事

(1) 三重県最低賃金の改正決定について (諮問)

(会 長)

本日、ご多用のなか委員の皆様には、当審議会にお集りいただきまして誠にありがとうございます。

梅雨末期の集中豪雨と言いますか、例年のごとくこの時期には、全国各地で被害天災が生じております。最近も熱海の方で甚大な災害が出た報道も聞いておりますし、また、この近くでも短時間の雷を伴う集中豪雨が記録されております。このような異常気象と言いますか、経験のないような降雨量を経験していくことになろうかと思っております。十分対応には気をつけていただきたいと思います。

その中で、いよいよ来週は、オリンピックが始まるということで、無観客開催となったようでございますが、一大イベントとしての大きなイベントが開催をされます。コロナ禍での開催ということで、安全安心のもと開催していただけるものと思っております。ただ、人流も増えコロナ感染者の方も増えてくるのではという心配も多々あります。オリンピックを開催するということと、感染症を抑えるということのバランスをとりながらやっていただきたいと思いますというふうに思っているところでございます。

その中で、いよいよ我々の最低賃金審議会、審議も渦中に入って参り

ました。労使それぞれのご意見お立場がありますので、それぞれのお立場を守りながらもバランスを取った審議をしていかざるを得ないのかなと思っております。最初からお願いばかりですけれども、委員の皆様にもご審議のご協力よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、只今より令和3年度第2回三重地方最低賃金審議会を開催いたします。

早速議事に入りたいと思いますが、その前に本審議会の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 前田委員、

使側は 別所委員

にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、先ず、議事の1番目の「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をお受けしたいと思います。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

— 局長 諮問文を朗読 —

(写) を各委員に配付する。

(局 長)

私の方で諮問文を朗読してしまいましたので、次にいきましょう。

(会 長)

只今、局長から三重県最低賃金に関する諮問文を頂戴いたしました。

先ほど労働局長のほうから朗読をしていただきましたので、朗読については、省略をさせていただきます。皆様、お手元の資料で再度ご確認をお願いしたいと思います。

それでは、只今の諮問の背景等について、事務局からご説明をお願いします。

(室 長)

それでは、私の方からご説明させていただきます。

先ず、三重県最低賃金に関しまして、資料によりご説明させていただきます。

最低賃金制度については、低賃金労働者の保護、公正競争の確保、労使関係の安定の促進に役立っているところですが、これまで紆余曲折を経まして現在に至っております。

現在の審議会方式による決定方式につきましては、昭和52年の中央最低賃金審議会答申により定められたものですが、この内容は、全国的に整合性のある決定が行われるよう47都道府県をランク分けし、最低賃金改定の目安額を作成して一定期日までに地方最低賃金審議会に提示するというものでございます。

この目安制度は昭和 53 年から導入されていますが、本年も厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に、地域別最低賃金額改定の目安について 6 月 22 日に諮問され、目安小委員会に審議が付託されました。

つきましては、地方の最低賃金審議会におきましても、中央最低賃金審議会から今後示される目安額に基づき、審議する必要が生じたので、今回、三重労働局長から三重地方最低賃金審議会会長宛てに諮問をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

続いて、お手元の本資料に基づき、最低賃金を取り巻く情勢について、順次、説明をさせていただきます。

1 資料 1 をご覧下さい。

これは本年の連合・経団連の春季の賃上げ妥結状況です。

2 次に資料 5 をご覧下さい。

この資料は三重県における令和 2 年の定期給与、出勤日数、労働時間等の状況を、産業別に前年と比較したものでございます。

規模 5 人以上と 30 人以上で分類してございますので、先ず、上段の規模 5 人以上の表をご覧下さい。

・産業区分の 1 番上の「調査産業計」の「決まって支給する給与」は、257,608 円、前年度は 257,322 円でしたので、前年度比プラス 0.1%でございます。

・「所定内労働時間数」は、127.3 時間、前年度は 128.6 時間でしたので、前年度比マイナス 1.0 パーセントでございます。

・「所定外労働時間数」は、10.4 時間、前年度は 12.0 時間でしたので、前年度比マイナス 13.6%となっております。

次に、下段の規模 30 人以上の表をご覧下さい。

・産業区分の 1 番上の「調査産業計」の「決まって支給する給与」は、290,270 円、前年度は 287,084 円でしたので、前年度比プラス 1.2%になります。

・「所定内労働時間数」は、132.0 時間、前年度は 132.8 時間でしたので、前年度比マイナス 0.6%ということでございます。

・「所定外労働時間数」は、12.9 時間、前年度は 14.6 時間でしたので、前年度比マイナス 11.3%となっております。

3 次に、資料 6 をご覧下さい。

労働経済指標の推移でございますが、

- (1) 先ず、区分の 2 列目「消費者物価指数」を見ていただきたいのですが、指数につきましては、右上に書いてございますが、平成 27 年を 100 とする方式で、また、三重県の数値は県庁所在地（津市）の数値を用いてございます。上から 3 段目の令和 2 年平均を見ていただきますと全国は 102.3 で前年比増減なし、三重県は 101.6 で前年比マイナス 0.1%という状況になってございます。

(2) 現金給与総額の名目賃金指数と実質賃金指数です。

(ア) まず、名目賃金指数ですが、

- ① 全国の令和2年平均は、
規模5人以上が100.9で、前年比マイナス1.2%、
規模30人以上が101.0で、前年比マイナス1.7%
という状況になってございます。
- ② 三重県では令和2年平均は、
規模5人以上が99.2で、前年比マイナス1.0%、
規模30人以上が105.0で、前年比プラス0.3%
という状況になってございます。

(イ) 次に、実質賃金指数ですが、

- ① 全国の令和2年平均は、
規模5人以上が98.6で、前年比マイナス1.2%、
規模30人以上が98.7で、前年比マイナス1.7%
という状況になってございます。
- ② 三重県では令和2年平均は、
規模5人以上が97.6で、前年比マイナス0.9%、
規模30人以上が103.3で、前年比プラス0.4%
という状況になってございます。

4 次に資料7「鋳工業生産指数及び鋳工業製品在庫指数の推移」をご覧ください。
直近3年分の年平均についてご説明しますと、平成27年を100とした数値で、
三重県の鋳工業生産指数は、

平成30年平均110.7、令和元年平均106.7と減少しており、令和2年平均は、
100.0と更に減少しておるところでございます。

三重県の鋳工業製品在庫指数は、

平成30年平均88.2、令和元年平均91.0、令和2年平均、101.5となつてご
ざいます。

5 次に資料8「安定所別有効求人倍率の推移」をご覧ください。

令和3年5月の三重県の有効求人倍率の季節調整値は、1.17倍であり、前月
を0.06ポイント上回っております。

「県内の雇用情勢は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナ
ウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある。」となつてございま
す。

都道府県順位は、前月同様28位というところでございます。

なお、後ろにご参考までに、各安定所別の「新規学卒者の初任給情報」をお
付けしてございます。

6 資料3をご覧ください。今年6月18日に閣議決定されました「経済財政運営と
改革の基本方針2021」、骨太方針でございます。

4 ページの下線部 3 行目からお読みします。「我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両面を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前から我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。…」と、最低賃金の引上げに関する記載されているところでございます。

7 続きまして資料 4 をご覧下さい。

こちらと同じく今年 6 月 18 日に閣議決定をされております「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」の関係部分を抜粋したものでございます。

最低賃金の引上げの項目を見ますと、同様のことが示されているところがございます。

以上が、三重県最低賃金の改正諮問させていただきました背景等に係る資料説明でございます。

よろしくお願いいたします。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今、事務局の方から、本日の諮問の趣旨と説明をいただきました。

沢山の資料でございますし、今ここですぐに全部理解をするにはなかなか難しいかもわかりませんが、今の説明等々をお聞きした上でご質問等ございましたら、受け賜りますがいかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

今後また資料をご覧いただきまして、次回以降の審議会でご質問等ありましたら受け賜りたいと思っております。

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

(会 長)

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の 2 番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をお受けしたいと思います。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

(写) を各委員に配付する。

(会 長)

只今、局長の方から特定（産業別）最低賃金の改定決定の必要性の有無についての諮問文を頂戴いたしました。

それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

－ 賃金係、諮問文を朗読 －

(会 長)

只今ご覧いただきましたように4業種から申出があったということでございます。只今の諮問の背景等について、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

それでは、三重県特定（産業別）最低賃金の改定決定の必要性の有無に関しまして、ご説明させていただきます。

資料9をご覧ください。

先程の諮問の中にも別添のとおりとあったのですが、その別添が資料9の方についている形になっておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

これは、令和3年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等の申出に係る状況を取りまとめたものでございます。

今年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等につきましては、ガラス・同製品製造業以下4業種について、7月9日の申出締切日までに、「申出書」が提出され、所要の内容審査を行った上で申出書の受理をさせていただいたところでございます。

申出の要件は、

「最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の産業別最低賃金に係る申出については、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものに適用されていること。」となっております。

「申出による労働協約等の適用労働者数」は、各申出代表者から提出のあった申出書に記載してある基幹的労働者数を入れてございます。

「比率」は、「申出による労働協約等の適用労働者数」を「センサス等の基幹的労働者数」で除した比率となっております。

例えば、ガラス・同製品製造業を見ていただきますと、「センサス等の基幹的労働者数」が1,622人、「申出による労働協約の適用労働者数」が739人ということで、「比率」の欄をご覧くださいますと、45.5%となっており、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしてございます。

他の業種を同様の見方で見ていきますと、電線・ケーブル製造業が32.2%、電気機械器具製造業が58.9%、自動車・船舶製造等の輸送用機械器具製造業が50.7%と

なっております。改定の申出のありました各産業（4業種）は、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、2月に意向表明のありました6業種の内、「洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」及び「一般機械器具製造業」につきましては、7月9日までに申出書を提出されておられません。以上でございます。

（会 長）

はい、ありがとうございました。

改定の申出のありました4業種につきましては、「おおむね3分の1以上」要件を満たすものとして、取り扱います。

次に、審議の方法について、何かご意見がございますか。

はい、別所委員。

（別所委員）

今年度も第一四半期を過ぎたところではございますが、この新型コロナウイルス感染症の影響が、まだまだ収束が見えてこないということをはじめとしまして、さまざまな要因が産業界にも影響をしておろうかと思えます。かなり難しい議論になるかと考えられますので、小委員会で議論してはとありますが、いかがでしょうか。

（会 長）

ありがとうございます。

只今、別所委員から小委員会で議論をしてはどうかというご提案をいただきました。私のほうも同じような考えをしているところでございます。

では、「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をお受けしましたので、これについてどう取り扱うかを審議するための小委員会を設置することといたしたいと思えます。小委員会を設置することによろしゅうございますか。

— 「異議なし」の声 —

（会 長）

はい、ありがとうございました。

「異議なし」とのご発言をいただきましたので、小委員会を設置して、改正決定の必要性について、別途、審議していくことといたします。

小委員会の委員につきましては、三重地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、会長が指名をすることとなっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。

労側 太田委員、高津委員、前田委員

使側 栗須委員、中村委員、別所委員

公益 藤本委員、三好委員、私、安井

の9名の委員を指名させていただきます。指名をさせていただいた委員の皆様にはご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。後日、当該委員へ事務局から指名書の交付をお願いいたします。

(3) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について

(会 長)

それでは、次の議題である

「三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

はい。先ず、次回の最低賃金審議会の日程についてですが、現在のところ、予定通り進めば、本日、中央最低賃金審議会の第4回目安に関する小委員会が開催され、何日か後、目安にかかる答申がなされる予定となっております。

当審議会としましては、次回の第3回審議会の7月27日(火)に目安の伝達等をさせていただければと、考えてございます。

また、審議会、専門部会、小委員会につきましては、配布しました審議日程(予定)のとおり、進めたいと思っておりますので、委員の皆様には、ご都合をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

(会 長)

只今、事務局の方から第3回審議会を7月27日(火)午前11時からというご提案をいただきました。委員の皆様さまお忙しいところでございますが、27日(火)午前11時からの日程調整をよろしくお願いいたします。

(室 長)

よろしくお願いいたします。

先程「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の「審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならない。」とする規定に基づき、専門部会の設置することとなります。

つきましては、専門部会委員の推薦公示につきまして、「本日公示し、7月21日(水)締切り」ということで進めたいと考えております。

また、最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示については、「本日公示し、7月21日(水)締切り」で進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。どちらも締切は7月21日(水)ということですが、期間が短いのですが、よろしくお願いいたします。

(会 長)

はい、ありがとうございました。その他、事務局から何かございます

か。

(室 長)

冒頭の局長挨拶もございましたが、令和2年賃金改定状況調査につきまして、賃金改定状況調査結果(第4表等)に集計誤りがありましたので、報告させていただきます。この資料は、昨年度(令和2年7月30日)、第3回三重地方最低賃金審議会本審の資料2として出したものでございます。

具体的には、資料10の「賃金改定状況調査結果の訂正について」の8～12ページの色塗りした部分を見てください。数字に誤りがあったというところでございます。

特に、三重県に関する部分は、追加資料1ページ目の下から4行目の部分「Bランク 0.7% [正]、昨年は 0.4% [誤]」の箇所です。三重に関する部分ですのでよろしくお願いいたします。

なお、三重地方最低賃金審議会では、現時点に於いて、令和3年賃金改定状況調査結果を資料として出しておりません。令和3年は数値の正しいものをお出ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最低賃金の審議に関わる重要な調査統計における誤りについては、あってはならないことであり、今後、審議会に提出する資料につきましては、再発防止に努めるとともに、十分注意を払ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

(会 長)

では、ここで私の認識について申し上げたいと思えます。

先ほど説明にもありましたように、また、冒頭で局長からのお詫びもいただきましたけれども、我々が審議をするにあたり、賃金改定状況調査結果等の資料に誤りがあるということは非常に大きな問題だというふうに認識をしております。あってはならないことではございますが、ただ、我々の審議会の審議というのは、第4表だけを使って審議をしているわけではございません。これは皆様も認識をいただいていると思えます。色々な資料、指標を使いまして賃金改定状況調査であるとか、春闘賃上げ妥結状況結果であるとか、名目GDP等の資料を参考にしながら全てを総合的に勘案して審議を進めさせていただいております。更に、この三重県の審議会の中では、中央からの資料だけに限らず、三重県の特異性、県民性なども含めて議論をしていただいて昨年も十分議論をさせていただいたところでございます。

従って、今回資料の間違いがあったということは事実でございますが、これが昨年の最低賃金の審議結果に影響を及ぼすということではないのかな。第4表も参考資料にしながらも色々な観点から審議をしていただきましたので、昨年の審議については特に問題はなかったと、慎重な審議を尽くしたというふうに考えております。

皆様何かご意見ございますでしょうか。

特にございませんようですので、今回の問題につきましては、中央の方には再発防止には十分注意をさせていただいて、同じことが繰り返さないことをお願いをして

おきながら、三重県の審議会としては、取扱いをこれまでとしておきたいと考えております。以上でございます。

先程、第3回の日程を7月27日に決めていただきました。更に、前回の審議におきまして発効日を10月1日ということで、それに向けての答申を8月5日にするというのも決めさせていただいたところでございます。これから8月上旬まで、非常に期間が短い中で、皆様には何度か審議にお集まりいただきまして、非常に熱い審議をしていただくことになろうかと思っております。

先ほどの説明にもありましたように、中央のほうでの目安審議も終盤にかかるということでございます。また、報道等でも出るかも知れませんが、中央の目安の結果も含めまして、次回、伝達を受けながら審議を進めて参りたいと思っております。

間もなく、梅雨も終わりますでしょうし、非常に暑い日が続くと思っております。天災等もいつ何時起こるか分かりません。何が起こるか分からない時代の中で、委員の皆様には、十分にお体にご留意いただきまして、この暑い審議を乗りきっていきたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

では、以上を持ちまして令和3年度第2回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上